

第12日目（9月20日）（火曜日）

1. 出席議員

1番	百武辰美	2番	中尾尊行
3番	石峰実	4番	古川千秋
5番	尾上和孝	6番	藤川法男
7番	今井泰照	8番	太田一彦
10番	松添一道	11番	大久保進
13番	松尾幸光	14番	川田保則

2. 欠席議員

12番 中村 與弘

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 山田 清 主任書記 樋口 晶子

4. 説明のため出席した者

町 長	一瀬 政太	副町長	松下 幸人
総務課長	村川 浩記	商工振興課長	澤田 健一
企画財政課長	前川 芳徳	税務課長	朝長 哲也
住民福祉課長	山口 博道	健康推進課長	楠本 和弘
農林課長兼 農業委員会事務局長	朝長 義之	建設課長	吉田 耕治
水道課長	堀池 浩	会計管理者兼 会計課長	諸隈 三恵子
教育長	岩永 聖哉	教育次長	福田 博治
給食センター所長	中村 和彦	総務課行政担当係長	林田 孝行
企画財政課 財政管財係長	坂本 昌俊		

午前10時 開議

○議長（川田保則君）

起立願います。おはようございます。

ただいまから平成28年第3回波佐見町議会定例会第12日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1～8 議案第54号～議案第61号

○議長（川田保則君）

これから議事に入ります。

日程第1. 議案第54号 平成27年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第8. 議案第61号 平成27年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの8件を一括議題とします。

以上の8件については、付託しておりました決算特別委員会の審査報告書の提出がありましたので、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長。

○決算特別委員長（松尾幸光君）

おはようございます。ただいま一括議題となりました議案第54号 平成27年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第61号 平成27年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの8件につきまして、審査の経過及び結果について御報告いたします。

9月13日の本会議において決算特別委員会に付託され、9月15日、16日の2日間で、町長初め、町執行部、教育委員会及び農業委員会の各管理職員及び代表監査員の出席を求め、決算特別委員会を開き、慎重に多くの議論を重ねて審査を行ってきました。

各委員とも御承知のとおり、最近の財政規模及び事業が増大してきております。それだけに決算審査に当たられた委員各位は大変御苦労されたと存じます。

審査の結果、議案第54号から議案第59号までの6件は認定、議案第60号及び議案第61号の2件につきましては原案可決及び認定とすることに決定いたしました。

なお、審査経過及び質疑の内容につきましては、議長及び議員選出の監査委員を除く11人の委員で構成する委員会の審査でありまして、各委員とも、その内容は十分に御承知してお

られますので、省略させていただきます。

以上、報告を終わります。

○議長（川田保則君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第54号 平成27年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第59号 平成27年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は6件とも全て認定であります。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第54号から議案第59号までの6件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第60号 平成27年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について及び議案第61号 平成27年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての2件を採決します。

本案に対する委員長報告は、2件とも原案可決及び認定であります。

本案は委員長報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第60号及び議案第61号の2件は、委員長報告のと

おり原案可決及び認定することに決定しました。

日程第9 28請願第1号

○議長（川田保則君）

日程第9．28請願第1号 ニシケン工業における民間企業による「産業廃棄物最終処分場」建設に関する請願を議題とします。

付託しておりました産業厚生委員会から審査報告書の提出がありましたので、委員長の報告を求めます。

産業厚生委員長。

○産業厚生委員長（藤川法男君）

おはようございます。よろしく申し上げます。

平成28年9月5日、波佐見町議会議長、川田保則様、産業厚生委員会委員長、藤川法男。

委員会報告書。本委員会に付託された事件は次のとおり決定したので、会議規則第93条1項の規定により報告します。

整理番号、28請願第1号、付託年月日、平成28年6月8日、件名、ニシケン工業における民間企業による「産業廃棄物最終処分場」建設に関する請願。審査の結果、採択であります。

次ページをお願いします。

付託事件審査報告書。さきに産業厚生委員会に付託されておりました28請願第1号 ニシケン工業における民間企業による「産業廃棄物最終処分場」建設に関する請願について審査の結果の報告をいたします。

本請願は、平成28年第2回波佐見町議会定例会の第1日目、6月8日の本会議において産業厚生委員会に付託されていたものであります。

請願の趣旨としては、平成16年から産業廃棄物の中間処理を行っている株式会社ニシケン工業が、嬉野市にある現在の最終処分場が満杯になるため、村木郷内の自社敷地内に縦50m、横50m、深さ16mの約4万立方mの処分場を建設する計画が持ち上がっていたことに対し、地元村木郷としては建設地が県道107号線沿いの民家が隣接していること、農業振興地内に指定されている郷地内田園の土壌を汚染しかねない高所に位置していること、また、創業当時に波佐見町長と取り交わした協定書の履行に不誠実であり、不信感を払拭できないことと
いうことで、議会に対し、1．地方自治法の趣旨に鑑み、地元の生命、健康及び産業、財産を守る立場にある波佐見町長は今回の民間企業の産業廃棄物最終処分場建設計画問題に責任

を持って向き合うことに、議会としても積極的に対応すること。2. 町内における多くの陶磁器関連業者は同廃棄物の処理に関し、ニシケン工業への依存度は極めて高く、地場産業である波佐見焼の継承・発展のためにも産業廃棄物最終処分場の代替地の選定を波佐見町長が積極的に進めていただくことに議会としても積極的に対応すること。3. 上記の1、2の請願事項の履行を担保するためにも、官民一体の管理経営体制の確立に向け議会は尽力すること。という趣旨の請願の提出がありました。

当委員会では、平成28年7月1日、8月2日及び8月26日に委員会を開き、副町長、担当課である住民福祉課の出席を求め、審査を行いました。

審査での重要な意見として、株式会社ニシケン工業の最終処分場の候補地選定については、波佐見町だけの問題ではなく、歴史的に見ても、長崎県、佐賀県は非常に結びつきが強く、約400年の間、産業や文化の交流が盛んで、現在も続いている。経済とともにこのような諸問題についても協力すべきで、平成28年に認定された肥前窯業圏の日本遺産認定もそのような流れの一つと考えられる。したがって、処分場の考え方として、本町の町有地はもとより、嬉野市、佐世保市、有田町など近隣市町と連携し、候補地選定に取り組むべきとともに事業所から出る廃棄物の軽減化を図るためにも、業界を挙げてごみの分別の推進と、石膏型リユース・リサイクルを実現させることが最も必要で、ひいてはそれが地域住民の安心・安全につながると思われるという結論に達し、8月26日の3回目の委員会において、行政側も、最終処分に関して非常に難しい問題ではあるが、陶磁器産業の継続・発展のためにも、候補地の選定については可能な限り努力するとの方針であることから、採決の結果、全会一致で当請願は採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（川田保則君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、28請願第1号 ニシケン工業における民間企業による「産業廃棄物最終処分場」建設に関する請願を採決します。

本案に対する委員長報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、28請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第10 議案第50号

○議長（川田保則君）

日程第10. 議案第50号 波佐見町ものづくり奨学金条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

議案第50号 波佐見町ものづくり奨学金条例。

波佐見町ものづくり奨学金条例を別紙のとおり制定します。

提案理由でございます。本町の人材育成や産業振興を目的とした新たな奨学金制度である波佐見町ものづくり奨学金制度を設けるために制定するものでございます。

現在、地方創生は喫緊の課題であり、国・地方を問わず、地方創生に向けた各種政策を展開しているところでございます。

本町でも、ことし3月に「輝く陶農のまち波佐見」として、まち・ひと・しごと総合戦略と策定し、五つの基本目標を立て、それらの具体的な取り組みとして、その業績評価指標KPIを設けて鋭意取り組んでいるところでございます。基本目標の一つであります「人を育てる」の取り組みとしまして、新たな奨学金制度を創設することとしており、本条例の制定はまさに創生総合戦略にのっとった施策でございます。

大まかに申しますと、美術系大学就学希望者を対象とした奨学金を創設し、本奨学金を活用した後、大学で学んだことを生かして町内で就業した場合、借入額の2分の1、最大で120万円の債務減額、いわゆる返済免除を行おうとするものでございます。国でも現在検討

が行われております給付型奨学金に類するものとお考えいただければと思います。

それでは、別紙をお願いします。

第1条の目的につきましては、美術系大学への修学希望者を対象に、そのすぐれた感性や感覚を本町産業に生かしてもらい、人材育成産業振興を図ることとしています。

第2条では、貸与資格について列記しております。

第3条から第5条におきましては、貸与額が月額5万、無利子、期間は大学の正規修業年限、つまり4年間としております。

第6条から第11条までは、奨学金の申請から返還までを規定しており、返済期間は1年据え置き後、10年としています。

第12条から第13条までは、返還猶予や免除について規定しております。

第14条が本条例のポイントとなりますが、奨学金を受けた者が一定の条件を満たせば返還金、ここでは奨学金債務としておりますが、その一部を減額することとしています。最大で120万円となります。

第15条では各届出の義務、第16条では当奨学金を奨学資金貸付基金で賄うことについて記載しております。

第17条では、条例施行について細部は規則に委任することとしています。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

古川議員。

○4番（古川千秋君）

今回の波佐見町ものづくり奨学金条例につきましては、議会のほうの総務文教委員会あたりでも、波佐見高校の美術・工芸科が創設されてから、この人材育成に対して、また学校の今後の育成関係含めまして、非常に大事なことではないだろうかということで、委員全体もそういう認識をしてるところであります。

しかしながら、今回のものづくりのこの条例につきましては、さきの3月に策定されました町創生の総合戦略に基づいて条例が制定されるものでありますが、人を育てるっていうふうな観点から、波佐見町の基幹産業である窯業と農業というのは一つの大きな柱になっております。これは当然、計画書の中にもうたわれておまして、その中にも、次の次世代を担

う人材としてここに奨学資金制度の創設とか、そういうふうなのがうたわれているわけなんですけれども、非常に残念なことに、窯業だけではない、農業も基幹産業であり、波佐見町の今後、農業もいろいろな人材が今必要である、農業後継者だけではない、人材が必要であるというふうなことではないだろうかと思います。

そういう中において、窯業に関する美術系大学のみを対象とした奨学金制度じゃなくて、4大制の農業にしましても、農学部にしましても、そういうふうなところいわゆる学習の場を求めていく子供たちにも同じく、ひとしく、こういう制度を設けていくのが、私は波佐見町の人材育成の本当の方向ではないかと。

そういうことで、窯業だけに、今回、対応されたということにつきまして、農業関係については検討されてこられなかったのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（川田保則君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、この奨学金制度でございますが、窯業に特化したものといいますか、窯業も含めて地場産業ということで捉えておりますが、当然、今おっしゃったように農業はこの範囲には入っておりません。ただし、農業に関して申しますと、県の貸付制度、こういったものも十分制度としてございます。就農研修資金として月額5万、これと同等の奨学資金もあるようでございますし、それから国の政策といたしまして、青年就農給付金として年150万の5年間給付されるような手厚い制度もございます。それに比して窯業関係といいますか、特に波佐見町の場合は窯業になりますが、そういった地場産業に関する、そういった支援策というのが特に不足しているということで、今回につきましては、そういったものに対する支援策ということで検討してきたところでございます。

○議長（川田保則君）

ほかに。

古川議員。

○4番（古川千秋君）

それではですね、県の制度、国の今言います就農、青年農業者の150万の助成制度なんかは、それはわかるわけです。当然、国のほうも、年間、今まで5万人近くの新規就農者のあれが、制度がスタートしてから6万人近くまで伸びているわけです。というのは、一つの新聞あたりの評価でも、要するにそういう制度があったからこういう新規就農者の数字が非常

に伸びてきたと、農業に携わる人が増えてきたっていうことですので、それは県の制度にしましても、ほかのいろいろな奨学金制度はございます。しかし、私が言っているのは、町の一つの政策として、町独自の政策として、窯業・農業というふうな一つの大きな波佐見町の産業、後継者育成、人事の確保という視点からですね、やはりこの中に、当然、取り組むべきではなかったかというふうなことであります。

これはこれとして、ものづくりの奨学金制度として窯業関係の新しい人材を発掘するための手段としてはいいと思います。今後、ぜひそういうふうな、今、農業の面でも非常にただ田んぼを耕す、ものを作っていくっていうだけじゃなくて、新しく波佐見の農業を変えていくという、そういう人材が今必要なんですね、波佐見は。土地利用型からいろいろな農産物、農産、6次産業化とか、そういうふうないろいろな人材が必要なんです。そういうふうな面でも、幅広く人材を育成するという視点からいけば、ぜひそういうふうなものを、今後、町独自の政策として私は本当に取り組んでほしいなという観点から、委員会のほうでも、そういうふうな話を重ねてきたところでございます。

○議長（川田保則君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

今、農業政策につきましての御質問でございますが、御承知のとおり、今、波佐見町農業につきましては法人化も進んでおりまして、非常に転換期ではないかなと思っております。中山間地におきましては、非常にそういった悪条件の中での農業でございますが、この問題につきましてはまた別の視点で考えるということになりますけども、平地のほうではそういった組織化をしまして認定農業者が中心に頑張っておられますけども、特にその認定農業者の年齢におきまして70、80代の方が、今現在、中心になってやられておりますが、その中におきましては若手の方も入っておられまして、そういった方々も、将来、そういった法人を進めていく上で中心人物となられて運営されていくであろうというような思いもいたしております。

御指摘のように、農業につきましては、なかなか単独ではできない部分も、資金的にいろんな問題もございまして、今のところ単独ではできてない状況なんですけども、そういう中で国や県の制度を効果的に活用しているのが現状でございます。古川議員、いつも御指摘をしていただきますけども、なかなか単独で今のところやれてないと、そういう実情がございまして、今後の農業を考える上でいろんな制度化ができないかどうか検討を進めてまい

りたいというふうに思います。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

今井議員。

○7番（今井泰照君）

以前より本町の奨学金制度はなかなか利用者が少ないので、借りやすい奨学金制度をつくってほしいというようなことで一般質問でも言ってまいりましたけども、今回、こういう形でできたということは、一ついい方向かなと思うわけなんですけども、これが美術系大学に特化されていますね。例えば、今、有田の窯大とか何とかは佐大の附属的なものになりました、あるわけなんですけども、そういったところに行く者には使われないのかですね。また、この奨学金は、ほかのものを借りて併用できるということなんですけども、波佐見町の奨学金制度っていうのは、ほかの、県とかのものを借りたら、もう借りられないということなんで、そういったところも検討が必要かなと思うんですけど、その辺いかがですか。

○議長（川田保則君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

第5条に規定しておりますように、基本的に専門学校とか短期大学は対象としておりません。それから、奨学金制度の貸付については、教育委員会のほうからよろしいですか。お願いします。

○議長（川田保則君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

町の奨学金制度については成果説明でも御報告してますとおり、現在、借り入れの方が少のうございます。議員御指摘のとおり、県の育英会及び国の学生支援機構との併給は今のところ不可というふうにしております。現在、教育委員会のほうでは、この奨学金制度の貸し付けが少ないという実情もございますので、今後、このものづくり奨学金も制定されましたので、従来の奨学金制度についても、ちょっと検討をやっていこうかということで思い始めているところでございます。

以上です。

○議長（川田保則君） 今井議員。

○7番（今井泰照君）

例えば波佐見に戻ってきて後継者をつくるっていうことであれば、窯大あたりもぜひ一つ、2年間か知りませんが、その辺に出していただくような方向性っていうものがないのか、もう一度お願いします。

○議長（川田保則君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まずはこの制度を運用していきながら、そういったものが本当に必要であるのか検討を進めていきたいと思っておりますけれども、今回につきましては、一つは先ほど古川議員の質問の中にもございましたけれども、せっかく波佐見高校に美術・工芸科ですか、そういったものが優秀な人材を輩出して、そういった方のその後の就学・就業を支援しようという、波佐見高校のステータスを一つ上げるという目的もございますので、とりあえずはこの制度で当面は進めていきたいというふうに思います。

○議長（川田保則君）

ほかに。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

担当課からの趣旨説明はよくわかったんですが、この研究検討されていって、その条例が決定された段階なんですけど、いわゆるどういう形での検討、外部の人たちとかあるいは今の学生さんとか保護者とかそういう方へのインタビュー等もあったのかどうかですね。どういう形で決められたのかをお伺いします。

○議長（川田保則君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

これは制度を作る際に、実際、波佐見高校にもお尋ねして、担当の先生あるいは学生さんまで意見を聞いたかどうかははっきりわかりませんが、うちの担当者が出向きまして学校との協議を二、三回、それから教育委員会等も今後の制度のあり方についての協議は進めてきたところでございます。

○議長（川田保則君） 太田議員。

○8番（太田一彦君）

学校の先生と今言われましたけども、県立高校の学校の先生って意外と世間ずれしてると言ったら悪いんですけど、この前もうちも採用に際してちょっと行き違いがあったりとかし

ているんですけど。なかなか民間とのかかわり方がいまいちで、もう少ししっかりしてもらいたいなど、私は思っているんですが。

というのが、最近、私立高校の先生たちが非常に頑張らせて、就職の面倒までよくみてらっしゃいます。ということは、何でかという、私立高校に結構、波佐見からも行ってるんですよ。波佐見高校がなかなかその中で選択肢として少しずつ来ているといううわさを、うわさっていいですか、事実そういうことがあっております。もう少し保護者あるいは生徒からの聴取、意見を聞いた上での条例を今後はまた検討していただきたいなど。そういうことをもっと学校側だけの話じゃなくて、実際にこれを活用する人たちがどういうものかというの聞き入れながらやっていただきたいなと思います。

もちろん、これでたくさんの方が、このものづくり条例を活用していただければ幸いですが、申しわけないですけど、私はあまりこれは使われるかなという感じがいたします。ですから、さっき担当課長が言われたように、これを一つのきっかけとしてまた発展的なものに変えていただきたいなと思いますので、これを活用して本当にいい人材が生まれてくるような形をどんどんつくってってもらいたいなと思いますので。

その辺のところの今後の検討というのをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（川田保則君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

制度を創設するに当たって、やはりそういった対象となる学生、あるいは保護者の方の意見を聴衆することも大切だと思います。確かに、そういった希望を反映させるべきこともあろうかと思いますが、全てを網羅しておれば、それは全部、寄附型にしてくれっていうのが究極の形になろうかとは思いますが、一つは、やはり奨学金でございますので、借りたものを返すということを基本的には持っていたきたいということもございます。今おっしゃったように、今後、新たにつくる制度でございますので、その運用方法を見ながら、制度の形というのは、今後、十分に検討しながら、変化させてもいいではないかなというふうには捉えております。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありませんか。

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

このものづくりの奨学金の条例は、私は本当によかったと思っております。やっぱり皆さんも、若い人たちの将来性を見込んで、どうにかしなければいけないということで。

一つ、例えば4年制の大学ということで、当然ながら4年制の大学に行けば、いい教育も受けるし、たくさんの人たちが来るということなんですけど、私もデザインをしょってですね、いろんな人とお話をするわけなんですけど、やはり例えば短期大学等も今回は含まれなかったということですから、例えば専門学校はちょっとどういうふうか、いろんな感じがありましようけど、ただ、デザインをするって言えば、幅広い人材が要るわけですよ。だから4年制大学だから成果が出るっている保証もなかなか私はないと思うんですよ。例えば形のデザインもするし、絵のデザインもするし、あとは、この前、波佐見のパッケージのデザインのテレビに出ておりましたけど、そういう方もおるし。また最近、トータルデザインといって、全部のデザインをする。例えば、流通から、生産から、方向性からするデザイナーもいるわけですよ。

だから私は、これはこれとして、やはり4年制大学に絞られたということは、予算関係も当然あると思うんですよ。しかし、いい人材はやはり学校で学んだからってということじゃなくて、当然ながら、品行方正、学識優秀ですから、どういう方の選択もなかなか難しいと思うんですけど、4年制大学に行けない事情のある方もおるものですから、そこらあたりをどういうふうに判断されたかですね、お願いいたします。

○議長（川田保則君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

奨学金のそもそもの趣旨が、そういった大学に行けない方を資金的に支援しようということでこの奨学資金を設けるわけですから、こういった奨学金を使って4年制大学に行っていたかというふうに捉えてもらえればというふうに思います。今回まだ、先ほど、何回も繰り返すわけですが、制度として、第1条に書いております、美術系大学の修学を希望する者というふうにしておりますので、当面はこの4年制大学を対象としていきますが、先ほどおっしゃったように幅広い人材を求めるときに、果たしてそれがどうなのかということ、この制度を運用しながら、見直しは、十分検討していければなというふうに思います。

○議長（川田保則君） 藤川議員。

○6番（藤川法男君）

わかりました。そしたら、例えば予算関係も当然ありますんで、概略、どういうぐらいの、それは5人も10人もいいんでしょうけど、やはり予算というのが前提にありますんで、大体どういうふうな人数の考えを持っておられるのか、お答えをお願いします。

○議長（川田保則君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

奨学金の貸し付けそのものは、奨学資金のほうで、基金のほうで対応いたします。当然、原資となるものが必要でございますので、今年度の補正予算の中で500万の基金繰り出しを先に議決していただいておりますが、年間のこの対象となる貸し付け対象者、およそ毎年度2名ぐらいかなというふうに考えております。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

今るあつたように、対象者が絞られているっていうのが非常に気がかりになるんですね。農業にしても、先ほどの県の貸し付け制度とか就農資金とかあるわけなんですけども、やっぱり最近言われるとおり、相対的貧困という中で、借りた人がなかなか希望を叶えられないっていうような部分が、なかなか世間でも見えないような状況があると。6人に1人ぐらいが貧困の世帯と言われる時代ですので。

そういう中においては、先ほどの農業にしても、就農した時点での奨励金にしても、学ぶ段階での奨励金というものについてもやっぱり力を入れるべきじゃないかなと思いますんで、教育財政課長の話では、段階的にということでもありますんで、後に希望をつなぎたいと思いますけども、そういったものを考慮した上での制度の設定というものをさせていただきたいというものでございます。

それから、さっき言われたように、この原資というものが一般財源から突っ込むということなんですけど、これについては地方創生絡みの資金というものが国かが流れてくるものですかね。

○議長（川田保則君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず初めに、農業者に対する支援ですけれども、確かに就農給付金は就農に就いてからと

いうことをございますけれども、就農研修資金として農業大学校に行った場合に5万円のそういう研修資金も県のほうでは設けられております。そういったことで、手薄となっております本町地場産業に関するものについて、今回、条例制定をさせていただいたということで、御理解をいただきたいと思います。

それから、財源につきましては、基金には一般財源からの繰り入れでございまして、地方創生絡みの国からの財政支援っていうのは一切ございません。とりあえず、奨学資金基金のほうに500万円の繰り出しをしまして、基金の原資を大きくします。その中で貸し付けを行って、4年間大学をつとめた後に1年据え置きをおいて、それから償還が始まるわけですが、その中で返済免除となった部分については、当然、原資が減っていくわけですから、その年度において、その分についてまた一般会計からの繰り出しというスタイルになっていこうかというふうに思います。

○議長（川田保則君） 石峰議員。

○3番（石峰 実君）

財源的にはわかりましたけれども、それが将来的に活用が多くなれば、常々見ておるわけですけど、有福勲基金なんかの基金の活用というものもできるんじゃないかと私は見ているわけですけど、そういった点はどうですか。

○議長（川田保則君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

有福勲基金については教育委員会のほうで所管をしておりますので、今言われたことも含めて、先ほど申したとおり、従来の町の奨学資金制度について検討をしようと思っておりますので、あわせて検討させていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

松尾議員。

○13番（松尾幸光君）

制度そのものに対して、私も別に、あぁいい制度だなということで認識しております。

ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、その資格というのが長崎県立波佐見高等学校の美術・工芸科在学に限るっていう形で明記されております。しかしこの前、ちよっ

と確認ですけれども、担当係長の説明をしていただきましたときに、例えば波佐見高校の美術・工芸科だけじゃなく、有田の工業のほうのデザイン部類がありますよね、専攻する科があります。それと、長崎日大に行きましたらデザイン科、これもいろんな形であります、美術関係の科がですね。だけん、そのような同じ勉強をする中で、ただ波佐見高校には行っていないということで、資格がそれに入るものか、入らないものかといったときに、それが波佐見高校の美術・工芸科に限ると書いてありますけれども、説明ではそういうほかの学校のデザイン関係を卒業すれば、それも資格のうちに入りますよという説明を受けたんですよ。それはここに明記されていないっちゃうのが気になったもんですから、再度お願い、確認をしているところでございます。

と同時に、ただ波佐見高校の美術・工芸科だけを卒業せないかんというのが、例えば普通科を出て、その途中で、成長の時期ですから、子供さんというのがですね。そのときに、普通科を卒業して、美術系の大学に行くっていう人もひょっとしたらいるかもしれない。だけん、そういうふうな形の場合はどうなるのか。そういうところがちょっと不明やなという感じがしてますので、再度、説明をお願いしたいと思います。

○議長（川田保則君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

もう1度、この第2条の貸与資格の1号を確認していただきたいんですけども、これは「波佐見町内に居住する者の子女又は町外に居住し長崎県立波佐見高等学校美術・工芸科に在学若しくは卒業した者」ということにしておりますので、町内に居住する者の子女ですから、波佐見町内から波佐見高校以外の高校に通っていらっしゃる方は対象とするということでございます。それから、逆に、下段の部分につきましては、町外から波佐見高校の美術・工芸科に通った場合についても対象としますよというふうな文面でございますので、そのように御理解いただきたいというふうに思います。

答弁漏れがございましたけれども、普通科の場合であっても、当然、町内に居住する者の子女ということに該当しますので、そういう方が美術系大学に進むようであれば、一定の条件を満たせば対象となるというふうに捉えていただいて結構なのかと思います。

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

百武議員。

○1番（百武辰美君）

2条の美術系大学ということに質問しますが、これは規則かなんかで、きちんと大学名とか学部とか規定される予定ですか。

○議長（川田保則君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

規則の中で大学校までは列記はしておりません。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

この申請をするいわゆる住民のほうからすれば、ある程度、決めとっていただいたほうが、申請をしようかというときに、例えば美術系といってもグレーなところがありますよね、美術系になるのか、工芸になるのか、工業になるのかっていうグレーな部分がありますから。できれば、きちんとある程度決めていただいたほうが、申請する側としては判断しやすいかなど。

それで、またグレーなところがわからんときにお尋ねをして、担当も、ちょっと待ってください、協議しますからというふうじゃ、やっぱりちょっと使い勝手が悪くなりますから、できませれば、規則あたりで、対象の大学と学部は決め込んでいただいたほうが、町民側としては使いやすい制度かなって思いますんで、御検討お願いします。

○議長（川田保則君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

ある程度一定の、品行方正・学術優秀という資格を制定しておりますので、おのずと、大体、大学校は絞られてくるのかなと思いますけれども、ある程度、規則あるいは運用要綱といますか事務を定めた中で、はっきり大学をどこどことすると、逆に使い勝手が悪いといえますか、本当に対象とさせたい学生が対象とならない場合もあろうかと思っておりますので、今後その辺につきまして内部でももう少し検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号 波佐見町ものづくり奨学金条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時より再開します。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第51号

○議長（川田保則君）

日程第11. 議案第51号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第51号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。平成28年9月9日提出。

提案理由でございます。地方公務員法第16条及び第28条に該当し、失職することとなる場合の例外規定を設けるため改正するものでございます。

次ページをお願いいたします。

まず、条文の内容から説明をいたします。職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。2項として、休職期間中の給与は一般職の職員の給与に関する条例の定めるところによる。この条文につきましては、本来、休職をされた場合でも、給与条例の適用はあるわけですが、今回の例外規定を規定するにあたり、加えることに当たりまして、改めて明確に規定をしたというものでございます。

次に、第4条の次に次の1条を加える。失職の例外。第4条の2としまして、任命権者は、法第16条第2号に該当するに至った職員で、刑の執行を猶予された者については、情状によりその職を失わないものとするができる。

第2項としまして、前項の規定によりその職を失わないものとされた職員が、その刑の執行猶予を取り消されたときは、その取り消しの日にその職を失うものとする。

附則、この条例は広報の日から施行するというものでございます。

まず、今回の改正の目的でございます。例外規定を設ける目的といたしましたのは、いわゆる発生した事実あるいは犯した行為そのものに過失はあったにしましても、考慮できる情状がある場合には、失職が余りにも苛酷であり、有能な人材を失う可能性があるため、それを防ごうとするのが大きな目的でございます。

ちょっと戻りますけれども、地方公務員法第16条、それから第28条について説明をいたします。

まず、地方公務員法第16条。これは、いわゆる職員としての欠格条項、資格がないというものの規定をされているものでございますけれども、16条第2号には、禁錮刑以上の刑に処せられ云々とあります。当場合につきましては職員となることができないとあります。

それから、第28条第4項でございますが、第16条第2項に規定をされる場所に該当することとなった場合については、その職を失うという免職の規定がされております。したがって、禁錮刑以上に処せられた場合については、執行猶予がついた場合であっても、その職を失う、失職をするということになっております。

ただし、第16条及び第28条第4項につきましても、「条例で定める場合を除くほか」と、条例に特別な定めがある場合を除くほかという規定がございまして、条例に規定をすれば、失職をしないことができるという規定になっております。

今回、この規定を追加いたしましたのは、先ほど説明いたしましたとおり、執行猶予がついた場合については、その情状によって失職をさせないことができるという規定でござい

す。この情状が微妙なところではありますけれども、これまでのよその団体等におきましても同様の規定、あるいは規定がなされていないところでの論議が出ておりますので、その実例の紹介をいたしたいと思っておりますけれども。

学校施設におきまして、学校施設っていうのはプールの案件でございますが、プールの給水口に吸い込まれて子供が亡くなるという事故が発生しておりますが、この際に、プールの管理をしていた教育委員会の担当課長及び係長が業務上過失致死に問われて、禁錮刑になって、失職をしてると。失職をした場合については、当然、退職金も出ないんですね。こういった事例があったんですけれども、そのことそのものが本当に本人にとって適当な処遇だったのかということの論議があっております。こういったところがありますので、情状に考慮をされる余地がある場合については、執行猶予がついておれば、失職をしないことをすることができるという規定を設けようと、そういうものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

尾上議員。

○5番（尾上和孝君）

済みません、一つ質問いたします。

まず、この条例について、確かに情状も必要じゃないかなというところもございしますが、近隣の自治体というか、そこあたりはどうなっていますでしょうか、これに対して。

○議長（川田保則君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

近隣の自治体は、県内全て調査をしているわけではありませんけれども、東彼杵町、川棚町においては以前から規定がなされております。それから佐世保市も規定がされております。どの程度の割合で規定をされてるかっていうのは、明確な資料はありませんけれども、やはり情状によってということを検討すべきだという考え方は、法律の中にも条例の規定をすればということがありますので、そういう方向が妥当なのかなと。そういうことで、今回、条例改正をしたところでございます。

○議長（川田保則君） 太田議員。

○8番（太田一彦君）

今の説明の事例、事件の事例っていうのが、なるほどなというものなんです、ほかの例えば事件とか、そういう形での部分も考えた上になると、どうなのかなと。一般的に考えて、そがんことばした人ば、そがん情状してよかとやろうかという事例だって、逆もあると思うんですよね。今言われたのは確かに、それはちょっと事実関係が難しいことだし、その人たちはそんだけ責任ばとらんばとかなっていう、聞いただけでもそう思います。が、そんな事件ばかりじゃないですからね、警察沙汰になるっていうのは。だから、その辺のところは検討されたのかどうか、そこもちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（川田保則君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

禁錮刑に処せられるという事例が、どんな事例があるかというのが先ほどもありましたように、公共の施設の管理義務といいますか、そういったものがちょっと失われたということで業務上過失致死、あるいは、職員の場合で行くと交通事故の事例が割と多いようです。それはもう公務であっても公務でなくても、例えば正常な運転をしておって、あるいはちょっとした脇見・ぼんやりあるいはそういった注意義務違反によって事故を起こし、事故の被害者が大きな障害を負った、あるいは亡くなった、そういった場合については、刑事事件に、起訴をされて裁判になるということがあります。そういった場合でも、いわゆる過失の度合い、例えば脇見・ぼんやりでも携帯電話をしょって事故を起こしたとかっていう場合もあるかと思えますし、あるいは事故によっては、ちょっとした、些細なことに気をとられて事故を起こしてしまった、その事故がたまたま死亡事故に至ったとか、そういった事例があると思います。あるいは、情状ですから、本人のそれまで培ってこられた勤務の状況とか、そういったものも情状の中に入ってくるんじゃないかと思えますので、そういった情状の考慮につきましては最終的には懲戒処分と同様の形で委員会を設けて、その審議がなされるということになろうかと思えますので、そういった中で検討していかれるということになると思います。

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

今の質問でわかりました。やはり情状といいますと、なかなか、どういう事件の内容か

個々に違うわけですよ。ただ、身内に甘いつていう感覚を持たれたら、やはり私たちも当然準公務員としながら、責任はうらはらに持っているわけですけど。やはり全体的な責任として、そういうふうになんか甘いつていうふうなことを見られないように。委員会でも、例えば、協見運転でも幼い子供が亡くなったということに関しては、ただ協見でしょうけど、やはりその家庭にかえれば相当な一生の被害と思いますんで、そこの辺りがどういうふうにされるのかもしその委員会をされたときには十分当然ながら慎重な審議をお願いしたいと思います。

○議長（川田保則君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

これはおっしゃるように慎重に審査をしていかなければならないと。いろんなパターンが考えられます。ここで一々述べられないわけですけども。おっしゃったように幼児とか赤子、相手が亡くなった場合、命に軽い重いはないわけですので、幼児だろうと、誰だろうと、高齢者だろうと、そういう事故、事件があった場合については、これは慎重に審議をして、処分を下すということになると思います。その際は、上級庁というんですかね、県なりあるいはそういった機関に十分照らし合わせて、公正公平にやっていきたい、いやしくも町民から批判が出るようなことは避けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第52号

○議長（川田保則君）

日程第12. 議案第52号 波佐見町奨学資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての内容説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、議案第52号について御説明いたします。

波佐見町奨学資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町奨学資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。平成28年9月9日提出。

提案理由でございます。先ほど可決していただきました波佐見町ものづくり奨学金条例の制定に伴い、奨学金の貸し付けと返還運用を本条例に委ねるため、所要の改正をするものでございます。

次ページをお開きください。別紙でございます。

改正内容は基金条例第5条中、「波佐見町奨学資金条例」の次に「波佐見町ものづくり奨学金条例」を加えるものでございます。

御承知のとおり、奨学金の貸し付け及び返還は奨学金基金から直接行っており、先ほど議決いただいた波佐見町ものづくり奨学金についても同様に、基金から貸し付け及び返還を行うため、第5条にこの波佐見町ものづくり奨学金条例を追加するものでございます。

なお、先般、議決いただいた一般会計補正予算（第2号）において、その原資を増資するため500万円の繰り出しを行うことで補正計上も行ったところでございます。

次ページに新旧対照表を添付しておりますので、あわせて御確認をお願いします。

以上で議案第52号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号 波佐見町奨学資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第53号

○議長（川田保則君）

日程第13. 議案第53号 波佐見町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

議案第53号 波佐見町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

波佐見町福祉医療費の支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。平成28年9月9日提出。

提案理由でございます。児童扶養手当法施行令の一部改正に伴うもの及び福祉医療費の支給対象者について、子ども（小学校1年生から中学校3年生までの者）を加えるため改正するものであります。

次の別紙をごらんください。

これは条例改正についての御説明でございますけれども、中段より上のところから御説明申し上げます。

第1条中、「乳幼児」の次に「、子ども」を加える。

次のところは、児童扶養手当法の一部改正によりまして、新たに項目が追加されたということから本町の福祉医療費の一部改正におきまして、引用しております条文中の項ずれが生じたので、その説明をしておる部分でございます、ここは省略をさせていただきたいと思っております。

ちょうど中段のところ、その下ですね。3項、「この条例において「子ども」とは小学校就学の始期から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。」、これを追加します。

それから第3条第1号中、「乳幼児」の次に「、子ども」を加える。

第4条第1項中、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。「(3) 子どもに係る医療費にあつては、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額。ただし、第1号イの規定により支給を受けた者にあつては当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額から第1号イに規定する額を控除して得た額」でございます。

第5条第4号中、第4項を第7項に改め、同上第5号中、第5項を第8項に改めるものでございます。

次のページです。

附則、この条例は平成28年11月1日から施行し、同日以降の診療に係る医療費から適用する。ただし、改正後の第2条第3項の規定については平成28年4月1日から、第5条第4号及び同条第5号の規定については平成28年8月1日から適用するものでございます。

以下、新旧対照表をつけておりますけれども、これは各自でござらんいただければと思っております。

この福祉医療費の年齢拡大につきましては、今年度の一般会計の補正予算の折にも概要を説明しまして、御審議をいただきましたけれども、内容につきましては、現在、就学前の乳幼児につきましてその医療費の一部を支給しております。支給内容につきましては、病院あるいは薬局等1カ所ごとに1カ月分の医療費から1日につき800円、2日以上診療の場合は1,600円の自己負担額を差し引いた金額を支給しておるものでございます。

今回、子育て世帯の医療費のさらなる負担軽減を図るために、その対象者の年齢を中学生、15歳になった以降の最初の3月31日までというふうに年齢拡大を図っておりまして、今年度11月からそれを行うように進めておるものでございます。

予算につきましては、国・県等の補助はなく、町単独というふうなことになります。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

よろしく御審議のほど、お願いします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

ちょっと確認させてもらいたいんですが、これまでいわゆる就学前の子供に対する医療費というのは無料と認識してたんですけど、もともと800円かかってたってことですよね。で、今回小学校からこれは中学校卒業までっていう認識で大丈夫ですね、子供たちに対して、この医療費がまた一部軽減されるという形になってます。この場合は1回医療機関にかかって、その領収書をもって役場に1回来なきゃいけないということだと思うんですが、その辺のところをちょっと詳しく説明をいただけませんか。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいまの御質問でございますけども、議員がおっしゃいますとおり、これまでの乳児医療の福祉医療費に対しましても、一部、先ほど申しました1カ月のうち1日診療であれば800円、2日以上診療の場合は1,600円ですか、その一部、自己負担を除いた額の支援をしておたわけでございます。

今回の年齢拡大っていうことで中学生までみるようになりましたけれども、この年齢拡大分につきましては、償還払いという方法をとっていきたいというふうに思っております。

乳幼児分については現物給付といいまして、かかられたお子さんの医療費につきまして、の一部自己負担を除いた部分は全て町のほうで支援をしてたわけでございますけれども、この償還払いの方法につきましては、言われたとおり、一旦は、かかられた方、医療費の全額を払っていただきまして、その領収書を役場のほうに持ってきていただき、800円あるいは1,600円の一部負担金を除いた額を後でお返しするというふうな制度であります。これは県

内各市町どこもほぼ一緒、この年齢拡大分については償還払いということにしています。

以上でございます。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

百武議員。

○1番（百武辰美君）

実はこれ、議案を送ってきたのは9月の終わりごろなのですが、9月の中ごろに御質問がありました。それは、ある薬剤師さんからだったんですが、波佐見町はいつになったら小学校・中学校無料化にというか、その先生は無料化になるんだって言葉をされたんですが、こういう補助があるんだってということをお伺いになりました。何でですかって聞いたら、資料もいただきましたが、薬剤師の会報誌の中に県内の事情をまとめてある分その先生は提示されて、実はそれを見ると、僕は驚いたんですが、9月の時点で、子供の部分の助成が決まっていなかったのが、竜崎市と波佐見町だけだったんですね。川棚とか彼杵は4月1日から。何で同じサービスをどうせするのだったら、どうしてこんなにおくれたのかというのが1点。

それから、附則の中にありますが、但し書きの中に第2条3項の規定については4月1日から、これは支給対象の拡大、中学生までは4月1日からさかのぼってということに書いてあります。それから第5条4項というのは、支給制限のところなのですが、これは8月1日からってばらばらなのですが、この附則に上げた4月1日と8月1日っていう根拠も示しをいただけたらと思えますが。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいまの御質問でございますけれども、なぜ波佐見町だけ、だけといいますか、竜崎市もですけど、こんなにおくれたかということですけども、28年度の予算編成の時期、12月から1月にかけて、その時期におきまして、うちの調査の段階では県内の市町でこの小学生以上、小学校・中学校までの年齢拡大の実施をしているところがまだ半分にも達してなかったというふうに確認をしておりました。ですから、ちょっと時期尚早かなという部分もありまして、28年度については近隣の市町の状況を見ながら、場合によっては29年度から実施の方向に向けて検討していこうというふうにしておったんですが、その後の2月の下旬ぐらいだったですかね、県外の福祉担当課長の会議がありまして、その中でこの福祉医療につきま

して県内の状況を聞かれて、随時説明があったわけなんですけれども、その時点でもう既に28年度4月1日から実施しますよという市町が多かったと。

東彼3町については、川棚は、その後は中学生までみますよという情報は出ていたわけなんですけれども、東彼杵につきましては、まだどっちにしようか悩んでると、こういう状況だから、せんばいかんやろうねということから検討をしてみようということを言われましたけれども、東彼杵町もまだ28年度からの実施については検討段階であったということで、県内の市町がそういう状況でありますので、うちとしても28年度からというふうなことを一度検討をしたんですけれども、かなり準備に時間がかかるということから4月1日の実施はできておりませんでした。しかし、東彼医師会のほうにはうちとしても28年度中のいつになるかわかりませんが、だいたい10月か11月を目途に実施に向けて検討していきますのでということでお話は差し上げるというような状況でございます。

それから、この適用の部分でございますけれども、この条例自体が11月1日から施行をしますけれども、言われましたように福祉医療費の還付につきましては4月1日に遡及して行っていくということでございます。8月1日からというのが、これは税の28年度の賦課の確定が8月1日からということからということ、おそらくこの所得制限をどこでみるかというところで、このように8月1日からとしているものと思いますけれども、ちょっとそこら辺、今の段階で十分説明できませんので、済みません。

これは、また後だって説明させていただきます。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

東彼3町、担当者はたまに会って情報交換をされてるわけでしょうから、いろいろ言われましたが、結果的におくれたわけです。だからこれからは、住民の方はこういうことには非常に敏感ですから、できれば先取りをしたほうが一番ベストですが、最低限、近隣の市町村にはおくれないように、今後注意をしていただきたいと思います。

それからもう1点ですが、附則のところ、支給制限が、前回までは、第5条4号中の4項を7項に、それから第5条中の5項を8項に変えてあるんですが、実はここは、よその市町村はそのまま、もとのままなんです。そのまま4項、それから5項のそのままなんです。が、何で波佐見町はここを7項と8項に改められたのか、それによって支給制限の対象者が変わるのかどうか、そこをちょっとお尋ねしますが。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ここは児童扶養手当法の一部改正におきまして、第2条の4第2項による表が変更され、さらに3項、4項、5項が追加されたということから、これによりまして、本町のこの条例も第4項は第7項、第5項は第8項へというふうなことでしておるわけでございますけれども、またこれも、十分説明ができませんので、先ほどの質問とあわせて、調べてまた御報告します。

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

一つだけ確認したいんですけども、子育て支援、それから負担軽減という立場でいけば、先ほど償還払いとおっしゃいましたけども、乳幼児がやってる現物支給のように今後検討していかれるのかどうか、そこを一つ確認したいと思います。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

この小学校・中学校年齢拡大の分も、現物給付を検討していくかという御質問ですかね。

これにつきましてはやはり、乳児医療費につきましては県の補助が2分の1ありましたんですけれども、この年齢拡大の分につきましては、先ほど言いましたとおり、全て町単独事業でございますので、なかなか現物給付というのは、今の段階では難しいかなというふうに考えております。他の市町もそこは償還払いということで一本化しております。

○議長（川田保則君）

ほかにありますか。

古川議員。

○4番（古川千秋君）

子育て世代の人からすれば、波佐見はこの医療費の支給制度をいつさすっちゃうかということで、私もそういう御意見を聞いたところであります。先ほどの現物給付と償還払いですけれども、今後、この制度、条例が可決されて11月1日から施行ですけども、どのようにこの制度を広報紙が当然載せられるでしょうけども、各家庭にどのように徹底して周知でき

るような、この制度の周知方をされる計画なのかですね。教育委員会とタイアップしてやろうとされるのか。ただ単なる広報紙だけでとどめようとされるのか。

そうしないと、要するに、知らなかったで、私は何も償還ももらえなかったと、支払いを受けなかったと、いろいろな問題が出てくると思うんですよね。そういうふうなところ、どのように対処しようとしているのかをお願いします。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

この周知の部分につきましては、正直申し上げましてまだ教育委員会との詰めも行っておりませんが、今後必要なことでありますので、学校を通じてお知らせするとか、まあ、広報紙にももちろん載せますし、東彼医師会のほうにも11月1日から始めますということで、お知らせをしますので、各町内の医療機関にはその旨お伝えしていただいて、来られた患者さん、御家庭の方に、小学生・中学生も対象になりますよということでお知らせいただきたいなというふうに考えております。

○議長（川田保則君）

ほかにありますか。

教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育委員会としても、いい制度だと思いますので、住民福祉課から要請がありましたら、協力したいと思います。

以上です。

○議長（川田保則君） 太田議員。

○8番（太田一彦君）

今、同僚議員からいろいろあってますけども、事務手続上は恐らく現物給付のほうがやりやすいと思うんですよね。それと、わざわざ窓口に来られて、領収書を出して、事務の方もしなきゃいけない、職員さんもそうだと思うんですよ。これこそ、先ほど同僚議員も言われたように、先んじていいサービスをやったほうが波佐見町は住みやすいっていうふうになると思いますので、その辺の視点からもぜひ検討していただきたいと、私のほうからも提案申し上げます。お願いします。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

確におっしゃるとおり、この償還払いについては、システム改修も行っておりますから、だいぶ軽減は図れると思いますけれども、それでもかなり手間がかかるんじゃないかなというふうに考えております。今後につきましては、やはり他市町に先んぜというふうな話もありましたけれども、今後十分に検討をしてみたいと思います。

○議長（川田保則君） 大久保議員。

○11番（大久保 進君）

今のお話聞いとりましたが、徹底とか、それから3町の足並みがそろってないってことですが、これは、やはり我々国民の一つの、こういうふうなことは平等であるということからいけば、東彼杵郡医師会というのがあるわけですね。ですから、3町は統一できるんですよ。ですから、医師会のところにもある程度、そういう一つのあるいは伝達をして、そしてお互いに3町の足並みをそろえていくというようなことも、今後、考えられると思いますので、その点をよく考慮されてしていかれたらどうかと思います。

以上です。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

おっしゃるとおり、今年の4月の時点で3町の福祉担当課長3人一緒に、東彼医師会の事務所、東彼の医師会館に行きまして、事務局長にこの福祉医療については3町の状況はこうですと。川棚は4月1日から始めますと。彼杵についても小学校まで行きますと。いう状況で、波佐見町がおくれているような状況ですけれども、今年度のできれば10月ぐらいから実施をしたいと思っておりますので、よろしく願いしますということで、3町担当課長が一緒になって御挨拶に行った経緯があります。そういうことで波佐見町だけ2町におくれているような形になりましたけれども、そこら辺につきましては情報の確認の仕方に不備があったということで反省をしております。

○議長（川田保則君）

しばらく休憩します。

午前11時39分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

先ほど百武議員の質問の答弁漏れがありましたので、お答えしたいと思いますけれども、8月1日から適用するということでございます。

ほかの市町につきましては、第何条の何項という部分が変わっていないのに波佐見町だけ変えてるのはなぜかということでございますが。これは8月1日に児童扶養手当の一部改正が行われてということでございますけれども、他の市町につきましては、その児童扶養手当の一部改正に伴う条例改正をそのまま行わずに、そのままにしているところが多いということでございます。今後、行うような形になるかと思っておりますけれども、波佐見町はこれに合わせて改正しておりますので、条ずれを講じてるということでございます。

○議長（川田保則君）

百武議員、いいですか。

○1番（百武辰美君）

はい。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号 波佐見町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第62号

○議長（川田保則君）

日程第14. 議案第62号 監査委員の選任についてを議題とします。

本案についての内容説明を求めます。

副町長。

○副町長（松下幸人君）

議案第62号 監査委員の選任について説明いたします。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記としまして、住所が波佐見町宿郷618番地、氏名が山下博輝、昭和25年3月28日生まれの方でございます。

別紙をお開きいただきたいと思いますが、資料として略歴を添付しております。

長崎大学を49年3月に卒業されまして、職歴が、佐世保重工業に43年4月から46年3月まで勤務をされておりました、その後、49年7月から波佐見商工会を皮切りに、これは経営指導員として平成22年3月まで諫早商工会勤務をされております。その後、平成22年7月から27年3月まで波佐見町社会福祉協議会に勤務をされており、公職歴としましては、波佐見町の国民健康保険運営協議会の委員を、23年7月から27年6月まで勤務をされておるところでございます。

山下氏は人格も高潔で、長年、先ほど説明しましたように中小企業の経営指導員としての経験が豊富で、行政の財務管理、あるいは経営管理等の行政運営にも通じるところがあるというふうに思っております。このようなことで優れた識見を有された方であります。

したがって、本町の監査委員として最適者と存じますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号 監査委員の選任についてを採決します。

本案に同意する方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第62号は同意することに決定しました。

日程第15～16 議案第63号～議案第64号

○議長（川田保則君）

日程第15. 議案第63号 教育委員会委員の任命についてから日程第16. 議案第64号 教育委員会委員の任命についてまでの2件を一括議題とします。

本案について内容説明を求めます。

副町長。

○副町長（松下幸人君）

それでは、議案第63号について説明申し上げます。

教育委員会委員の任命について。下記の者を教育委員会委員に任命したいから地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所が波佐見町中尾郷672番地、氏名が馬場清治、昭和30年2月5日生まれでございます。

経歴については別紙のとおりでございます。

馬場清治氏は、現在、教育委員をされておりまして、2期目でございます。平成20年10月1日から教育委員として就任されておりまして。今回3期目に当たるわけですけれども、本人の人格が高潔で、教育行政には非常に熱心な方でありまして、引き続き任命したく、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

次に、議案第64号でございます。

教育委員会委員の任命について。下記の者を教育委員会に任命したいから地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第1項の規定により議会の同意を求めるということで、住所が波佐見町長野郷438番地、氏名が石部和彦、昭和24年11月6日生まれでございます。

経歴については別紙のとおりでございます。

石部氏も、24年10月1日から教育委員として任命をいたしておりました。今回2期目でございます。28年10月1日から32年の9月30日までを任命するものでございます。人格が高潔な方で、教育行政には非常に熱心な方ありますので、引き続き任命したく、議会の同意を求めるとでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

ちょっとこの経歴のところでお尋ねします。

現在のところで、馬場清治さんの経歴が教育委員とありますが、これは教育委員長になるのかどうか。もう、今現在、教育委員だからそうされているのか。ちょっとそこだけお尋ねします。

○議長（川田保則君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

馬場氏につきましては、先ほど申しましたように、今、2期目で、24年の10月1日から28年9月30日まで教育委員長として就任されております。教育委員長も教育委員ということでございますので、まず教育委員に任命をしてから、その中で教育委員長を決めるということになっておりますので、まずは教育委員として任命するものでございます。だから、こういう書き方をしています。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

初めに、議案第63号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意する方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第63号は同意することに決定しました。

次に、議案第64号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意する方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第64号は同意することに決定しました。

日程第17 議案第65号

○議長（川田保則君）

日程第17. 議案第65号 東彼地区保健福祉組合規約の変更についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

議案第65号 東彼地区保健福祉組合規約の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、東彼地区保健福祉組合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。平成28年9月9日提出。

提案理由でございますけれども、現在、町で実施している障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第2項に規定されている障害支援区分の認定及び支給

要否決定を行うための調査を平成29年4月1日から共同処理するため、東彼地区保健福祉組合規約の一部を変更するものでございます。

次のページをごらんください。

東彼地区保健福祉組合規約の一部を変更する規約でございます。東彼地区保健福祉組合規約の一部を次のように改正する。第3条に次の1号を加える。8、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る障害支援区分認定及び支給要否決定を行うための調査でございます。

附則、この規約は平成29年4月1日から施行するものでございます。

あと、新旧対照表とか組合規約をつけておりますが、この説明は省略させていただきます。

この規約の一部変更につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法に規定されている障害支援区分の認定及び支給の要否決定を行うための調査につきましてでございますが、これは同法の第20条に規定されておりまして、市町村がその調査を実施しなければならないとされておりますが、市町村でもその調査を行うことができないような事情があれば、相談支援事業所等に委託をすることもできるというふうになっておりまして、平成18年より、川棚、彼杵もそうですけれども、川棚町で障害者支援活動をされておりましたNPO法人の生援会に委託をし、これまでずっと障害支援区分認定を行うための調査をやっていたいておりましたが、今年度から、生援会独自でも障害者支援の事業を展開されることになりまして、そちらの仕事がちょっと忙しくなって、どうしても手が回らなくなったということから、この委託事業も今年度限りで手を引かせてほしいとの申し出があったわけでございます。

このことから、調査事務をそこで終わらせることはできませんので、3町の福祉担当者及び福祉組合の担当者との合同会議を開きまして、その中で、この調査事務を福祉組合に引き継いでもらいたいということで協議をしまして、そういうふうにしたんですけども、この場合、組合規約の変更が必要になるということから、今回の議案提出となったわけでございます。

以上、説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第65号 東彼地区保健福祉組合理約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第66号

○議長（川田保則君）

日程第18. 議案第66号 長崎縣市町村総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

議案第66号について説明をいたします。

長崎縣市町村総合事務組合理約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成29年2月1日から長崎縣市町村総合事務組合理約の一部を別紙のとおり変更することについて地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。平成28年9月9日提出。

提案理由でございますが、平成29年2月1日から長崎県後期高齢者医療広域連合の退職手当に係る事務を長崎縣市町村総合事務組合で共同処理することから、長崎縣市町村総合事務組合理約の共同処理する団体に変更が生じたため、本組合理約を変更するものです。

次ページの別紙をごらんいただきたいと思います。

長崎縣市町村総合事務組合理約の一部を次のように変更する。別表第2を次のように改めるということで、別表第2を下に記載しておりますが、別表第2のうちの一番上の四角囲みの中で第3条第1号に関する事務として、上から8行目、ただし書きの前でございますが、「長崎県後期高齢者医療広域連合」、ここを追加してるものでございます。

次ページをお願いします。

附則といたしまして、この規約は平成29年2月1日から施行するものでございます。

今回の改正の中身については、長崎県後期高齢者広域連合に勤務をしている職員に退職手当を支給するため、その退職手当の支給に関する事務を総合事務組合のほうに加入をさせていただきますという申し出がっておりますので、加入の承認をするための規約の変更でございます。

以上で内容の説明を終わります。御審議方、お願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第66号 長崎縣市町村総合事務組規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第19 諮問第1号

○議長（川田保則君）

日程第19. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

副町長。

○副町長（松下幸人君）

それでは諮問第1号について説明申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したい

ので議会の意見を求める。

住所が波佐見町川内郷1210番地、氏名が筒正俊、昭和31年2月13日生まれでございます。

この筒氏につきましては、現在、人権擁護委員として活躍をされております。25年の10月に就任をされて、人格高潔でありまして、引き続き人権擁護員の候補者として総務大臣に推薦をしたいので議会の意見を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については異議ないものとして推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は異議ないものとして通知することに決定しました。

日程第20 報告第2号

○議長（川田保則君）

日程第20. 報告第2号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

報告第2号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する健全化判断比率及び同法第22条第1項に規定する資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて、下記のとおり報告するものでございます。

まず、健全化判断比率でございます。左のほうから、実質赤字比率、連結実質赤字比率、

実質公債費比率、将来負担比率の4項目となっております。

実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字の程度を指標化したものであり、赤字がないことから数字の記載はございません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、一般会計、特別会計の全会計が対象となり、全ての会計において赤字は出ておりませんので、数字の記載はございません。

実質公債費比率につきましては13.0%となっております。前年度が13.4%でございましたので、比較しますと0.4%の改善ということになります。

その要因といたしまして、平成27年度の単年度で、分子となる一般会計の元利償還金が約2,100万円減少したこと、一方、分母となる標準財政規模が地方消費税交付金あるいは普通交付税の増額により大きくなったため指数の改善となりました。

また、将来負担比率につきましては5.8%となっており、前年度の23.8%と比較しますと18.0ポイントの改善となっております。

これは分子となります一般会計の地方債残高が約1億7,200万円減額、減少したこと、さらには工業団地整備債の繰上償還、あるいは下水道事業債の減少によって、一般会計からの繰出見込額が約2億5,200万円減少したことなどに加えまして、基金積立等により充当可能財源が約1億2,700万円増額したことなどで分子となる額が大きく減少したこと。対して分母は、実質公債費比率と同様に、地方消費税交付金並びに普通交付税等の増額により、標準財政規模が大きくなったことから指数の改善となっております。

なお、下に括弧書きで示しております数値は、いずれもこれらの基準を超えた場合、早期健全化団体に指定されるというものでございます。

次に、下の段の資金不足比率ですが、これは上水道事業会計など四つの事業会計が対象となります。これらの会計では資金不足はなく、赤字にもなっておりませんので、数字は上がってこないということになります。

次に、8月23日に監査員から通知がありました平成27年度健全化比率及び資金不足比率審査結果についてでございます。先ほど説明しました各財政指数について8月22日に企画財政課長及び財政管財係長2名の立ち合いのもと審査を受けたものでございます。

いずれの指数、指標についても、正確かつ適正に算出された数字であると御確認をいただいております。今後も限られた財源の有効活用と効率、効果的な財政運営に努めるようにとの意見が付されてあります。

次に2枚めくっていただき、総括表①の1列目の実質公債費比率について申し上げます。これが18%を超えますと、起債借り入れに関して協議制であったものが許可制に変わり、さらに25%を超えますと一般単独事業債の起債の許可が出されないようになります。さらに35%を超えますと災害を除いて、全ての起債の許可がされないということになります。

2列目上段の早期健全化基準でございますが、この数値を一つでも上回りますと、財政の健全化団体ということで健全化計画策定を初め、外部監査などが義務づけられ、国・県の指導が入るということになります。

その下段には、財政再生基準を示しており、この中の一つでも数値が上回れば財政再生団体として指定をされ、国の指導下に置かれるということになります。

今回の各財政指数の基礎数値と算出根拠を総括表②から④まで添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

なお、中身の説明は省略させていただきます。

今後とも、各財政指数の動向を注視して、経常的経費の削減に努めるとともに、有効財源の活用を図り、健全財政の堅持を図っていく所存でございます。

以上で平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

○議長（川田保則君）

以上1件は報告事項でありますので、御了承願います。

日程第21 閉会中の継続調査申出について

○議長（川田保則君）

日程第21. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。会議規則第44号の規定により、今定例会において決議されました案件について字句、数字その他の整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。

したがって、整理を要するものについては議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

平成28年第3回波佐見町議会定例会を閉会します。

午後0時09分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員